

●税制改正により令和3年度の保険料の算定基準が一部変更されます

- 税制改正において給与所得控除、公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除額が10万円引き上げることとされました。これに伴い基礎控除額を基準としている均等割額の減額基準も引き上がります。また、税制改正の影響により軽減対象からはずれたり、軽減割合が縮小したりすることがないように算定式が見直されました。世帯に給与所得者等が2人以上いる場合には、当該基準額に給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。
- 後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い方は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられます。

- 納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で納める「普通徴収」の2通りがあります。前年度と納付方法が変更になっている方もいますので通知書を必ずご確認ください。

●社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関等で支払う窓口負担を除いた費用を、公費（国・県・市町の負担金）で約5割、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さまが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

※ 詳しくは保険証と一緒に同封している「制度のご案内」をご覧ください。



■ 問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503
生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500
魚島町民生活課 ☎78-0011

令和3年度 国民健康保険税の変更点について

・基礎控除額

収入から総所得金額等（国民健康保険税を計算する為に使います）を算定する際の基礎控除額が、町県民税の改正に合わせ10万円増額されます。これは所得控除が10万円減額されたことに伴う措置で、総所得金額が増加して急激な増税とならないようにするためのものです。

・軽減対象所得

世帯の被保険者の合計所得（国民健康保険に未

加入の世帯主を含む）が一定基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割・5割・2割の割合で軽減されますが、基礎控除額の改正にともない軽減の基準を見直します。

■ 問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503
生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500
魚島町民生活課 ☎78-0011

軽減割合	令和2年度	令和3年度
7割軽減	33万円以下	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円以下
5割軽減	33万円＋28.5万円×被保険者数	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋28.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円＋52万円×被保険者数	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋52万円×被保険者数

※被保険者には、同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した人（特定同一世帯所属者）も含まれます。

※所得の未申告について 自営業の方や無収入の方が所得税の確定申告（もしくは住民税の確定申告）をしていない場合、前年所得が不明のため保険税の軽減措置などが受けられなくなります。詳細は、住民課（町民生活課）までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の保険証の更新について

●後期高齢者医療制度の保険証が新しくなります

新しい保険証はオレンジ色封筒で

7月下旬に郵送します。

現在お持ちの保険証（オリーブ色）の有効期限は、7月31日です。8月1日からは、新しい保険証（薄桃色）に変わります。

●対象者

- ・75歳以上の方
- ・65歳から74歳までの一定の障がいのある方（本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けられた方）

●一部負担割合

- ・1割または3割（令和2年中の所得で決定します。）
- 新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認し、お持ちの「保険証」を破棄し有効期限が令和4年7月31日となった薄桃色の保険証をご使用ください。8月直前になっても届かない場合や不明な点がある場合は、お問い合わせください。
- ※ 8月以降に75歳となる方の保険証は簡易書留で郵送します。



限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

現在保有していて次の要件を満たしている方は、保険証と一緒に送りますので、申請の必要はありません。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

- 要件 ①保険料の滞納がない
②令和3年度の住民税が非課税の世帯
③世帯内に所得の未申告者がいない

●保険料の通知書を送付します

令和3年度の保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。

保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

一人当たりの保険料
(年額)

=

均等割額
47,720円

+

所得割額
(総所得金額等－43万円【基礎控除額】)
×所得割率9.02%

●保険料（年額）…10円未満切り捨てで、限度額は64万円です。合計所得金額が2,400万円超の方はその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円超の方については基礎控除の適用はできません。

●保険料軽減措置について

- 世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額の7割、5割、2割が軽減される場合があります。

保険料の均等割額の軽減基準

令和2年度の基準（改正前）	令和3年度の基準（改正後）	軽減割合
33万円（基礎控除額）以下	43万円（基礎控除額）＋10万円×（※給与・年金所得者の数－1）以下	7割
33万円（基礎控除額）＋（28.5万円×世帯の被保険者数）以下	43万円（基礎控除額）＋28.5万円×（世帯の被保険者数）＋10万円×（※給与・年金所得者の数－1）以下	5割
33万円（基礎控除額）＋（52万円×世帯の被保険者数）以下	43万円（基礎控除額）＋52万円×（世帯の被保険者数）＋10万円×（※給与・年金所得者の数－1）以下	2割

※一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または125万円を超える65歳以上の方をいいます。）